

農林水産省木材利用拡大行動計画

平成15年8月策定
 平成17年7月一部改正
 農林水産省

1 趣旨

木材は、調湿性に優れる、断熱性が高い、リラックス効果があるなど、人にやさしい、心安まる素材であるとともに、再生産可能な自然素材であり、その利用を推進することは、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成にも資するものである。また、地域の森林で生産された木材を地域の住宅や公共施設等に幅広く利用することは、地域の森林の適切な整備に資するだけでなく、地域の活性化につながるものである。

このため、農林水産省では、平成8年に省内の関係部局からなる「農林水産省木材利用推進連絡会議」を設置し、各種事業における木材の利用状況等に関する情報交換や木材の利用推進に向けた連絡調整を行ってきた。

これらの取組の結果、治山・林道事業における間伐材等の木材の利用や農林水産省本省における木製事務机の導入において、着実にその実績を上げてきた。

しかしながら、平成15年の我が国の木材需要量は、新設木造住宅着工戸数が伸び悩む中で、約9千万m³を割り込む水準にある。今後の木材の需要を確保していくに当たっては、公共部門において木材利用の拡大を図り、民間部門の先導役としての役割を果たしていくことが重要である。

農林水産省では、平成14年12月26日に策定した「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」において、健全な森林の整備等とともに、木材及び木質バイオマス利用の推進を重要な柱の一つとして位置付けた。

また、平成17年2月16日に京都議定書が発効し、これを受け同年4月28日に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、木材及び木質バイオマス利用の推進は、温室効果ガスの吸収源対策・施策の重要な柱の一つとして位置付けられるとともに、排出削減対策・施策の一つにも位置付けられた。

さらに、農林水産省では、平成17年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針において、公共工事における間伐材等の木材の利用の促進や、間伐材を利用した紙製品の積極的な調達に努めることとしている。

これらを踏まえ、「先づ隗より始めよ」という諺にもあるように、農林水産省及び関係機関を挙げて自ら木材利用の拡大に取り組むこととし、そのための行動計画を定める。

なお、本行動計画の実施に当たっては、公共工事等のコスト縮減に取り組む必要性にも十分留意するとともに、グレンイーグルスG8首脳会合を踏まえ、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、木材・木製品の調達に努める。

2 取組の対象、取組方針及び取組期間

(1) 取組の対象

木材利用拡大に取り組む対象は、

- ① 農林水産省関係公共土木工事における柵工・土留工等の施設、農林水産省関係補助事業における建築物等の施設並びに農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設（以下「対象施設」という。）
- ② 農林水産省及び関係機関における備品及び消耗品（以下「対象物品」という。）とする。

なお、農林水産省関係公共土木工事については、独立行政法人（今後独立行政法人化する機関を含む。以下同じ。）に対する農林水産省の補助事業に係るものも含む。また、農林水産省及び関係機関の庁舎等の施設については、独立行政法人が農林水産省の補助事業で整備するものを含む。

(2) 取組方針

以下の方針に基づき木材利用の拡大に取り組む。

- ① 農林水産省関係公共土木工事については、間伐材等木材を利用した工事を積極的に推進（以下「グリーン公共事業の推進」という。）。
- ② 農林水産省関係補助事業における対象施設については、木造化、内装の木質化を積極的に推進。
- ③ 農林水産省及び関係機関の対象施設については、木造化、内装の木質化を積極的に推進。
- ④ 対象物品の購入に当たっては、木製品の導入を積極的に推進。

(3) 取組期間

本行動計画においては、地球温暖化対策推進大綱、地球温暖化防止森林吸收源10カ年対策を踏まえ、第1ステップとして平成15年度、16年度を対象として集中的な取組を行ってきた。

京都議定書が発効し、京都議定書の約束期間の開始まで3年間を残すのみとなり、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するためには、森林経営による獲得吸收量の上限値3.9%の確保が不可欠となっている。このようなことから、農林水産省自らが木材利用の拡大を図り、民間部門の先導役としての役割を果たすよう、地球温暖化対策推進大綱等を引き継ぎ策定された京都議定書目標達成計画等を踏まえ、さらに19年度までを対象として積極的な取組を行う。

その後の平成20年度から24年度までの5年間については、19年度までの成果を検証した上で必要な取組を行う。

3 木材利用拡大の目標

対象施設及び対象物品のうち、重点的に利用を拡大する施設及び物品（以下「重点施設」及び「重点物品」という。）を以下のとおり定め、これらについては、関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、「原則木造・木質化・木製品」との考え方の下に、以下のとおり木材利用拡大に係る目標を定める。また、その他の対象施設及び対象物品についても木材を積極的に利用する。この場合、木材の利用計画に係る情報について、関係機関・関係団体等にできる限り早期に提供するよう努める。

なお、目標は特段の記載のない限り、平成19年度までに達成すべきものとする。

(1) 公共土木工事における目標

公共土木工事においては、「グリーン公共事業の推進」という取組方針の下に、木材の使用を増加する。具体的な目標は以下のとおりとする。

| 部局 | 事業名 | 重点施設の種類 | 目標 |
|-------|-----------------------|------------------|----------------------|
| 農村振興局 | 農業農村整備事業 海岸環境整備事業 | 柵工 | 木製の割合 100% |
| 生産局 | 農業農村整備事業 のうち畜産公共事業 | | |
| 林野庁 | 森林整備事業 治山事業 | | |
| 水産庁 | 水産基盤整備事業 海岸環境整備事業 | | |
| 林野庁 | 森林整備事業 治山事業 | 土留工 筋工 伏工等 | 事業における木材の使用量を現状の2倍程度 |

(注1) 木材の使用量の単位は、工事費1億円当たりの量(m³)である。

(注2) 柵工は、遊歩道・水路・用地等の境界に設ける安全柵、手すり等である。

(2) 補助事業対象施設における目標

補助事業の重点施設においては、木造化を推進する。具体的な目標は以下のとおりとする。

| 部局 | 事業名 | 重点施設の種類 | 目標 |
|-------|---|--|----------|
| 経営局 | 強い農業づくり交付金のうち 経営構造対策 アグリチャレンジヤー支援 水田農業経営構造確立 緊急対策 広域連携アグリビジネスマッチング支援事業 | 農林漁業体験施設 产地形成促進施設 地域食材供給施設 総合交流拠点施設 | 木造率 100% |
| 農村振興局 | 元気な地域づくり交付金のうち 中山間地域等の振興 | 農林水産物直売・食材供給施設 木材利活用促進施設 地域資源活用起業化施設 地域資源活用総合交流促進施設 体験農園施設のうち宿泊施設 子供等自然環境知識習得施設 | |
| 生産局 | 強い農業づくり交付金のうち 畜産物共同利用施設整備 | 家畜飼養管理施設(概ね500m ² 以下の施設) | |

| 部局 | 事業名 | 重点施設の種類 | 目標 |
|-----|----------------------------------|---|----|
| 林野庁 | 強い林業・木材産業づくり交付金 森林づくり交付金 | 木材処理加工施設 地域産物加工販売施設 林産物展示販売施設 教養文化施設 山村体験交流施設 特用林産物加工流通施設 森林バイオマス再利用促進施設 需要拡大促進施設 林業総合センター等 | |
| 水産庁 | 強い水産業づくり交付金のうち 漁業生産基盤等の整備 | 漁業用作業保管施設 | |
| | 強い水産業づくり交付金のうち 漁村コミュニティ基盤等の整備 | 交流基盤施設 | |

(3) 農林水産省及び関係機関の対象施設及び対象物品における目標

農林水産省及び関係機関の対象施設及び対象物品においては、木造化、内装の木質化、木製品の使用を推進する。具体的な目標は以下のとおりとする。

① 庁舎の營繕等における木造化、内装木質化の目標

| 組織 | 重点施設の種類 | 目標 |
|---|------------------------|--|
| 農林水産省本省 | 庁舎 | 内装の木質化を推進する。 |
| 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所 地方支分部局 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・情報センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所 | 庁舎 宿舎 研修施設 倉庫 | 施設の新改築に当たっては、木造化を推進するとともに、内装の木質化を推進する。 |

| 組織 | 重点施設の種類 | 目標 |
|---|------------------------|--|
| 独立行政法人 農林水産消費技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 肥飼料検査所 農薬検査所 農業者大学校 林木育種センター さけ・ます資源管理センター 水産大学校 農業・生物系特定産業技術研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 農業工学研究所 食品総合研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農業者年金基金 農林漁業信用基金 緑資源機構 | 庁舎 校舎 倉庫 研修施設 | 施設の新改築に当たっては、木造化を推進するとともに、内装の木質化を推進する。 |

② 木製品の導入の目標

| 組織 | 重点物品の種類 | 目標 |
|---------|------------|--|
| 農林水産省本省 | 事務机 会議机 | 課長・室長以上の事務机は原則として木製とする。 来客者の多い部屋をはじめ、他の事務机・会議机も木製とするよう努める。 |
| | 文具類 | 業務用茶封筒については、原則として間伐材封筒とする。 他の文具類についても、間伐材を使用した製品がある場合は、原則としてその使用に努める。 |
| | 印刷物 | パンフレット等印刷物については、間伐材印刷用紙の使用に努める。 |
| | 各種会議における飲料 | 各種会議等において飲料を必要とする場合には、間伐材を使った飲料用紙製缶の使用に努める。 |

| 組織 | 重点物品の種類 | 目標 |
|---|---|--|
| 施設等機関 植物防疫所 動物検疫所 動物医薬品検査所 農林水産研修所 農林水産政策研究所 森林技術総合研修所 地方出先機関 地方農政局 事業所・事務所 地方農政事務所 統計・情報センター 森林管理局 森林管理署 漁業調整事務所 | 事務机 会議机 教室の机 文具類 印刷物 各種会議等における飲料 | 木製とするように努める。 業務用茶封筒については、原則として間伐材封筒とする。 その他の文具類についても、間伐材を使用した製品がある場合は、原則としてその使用に努める。 パンフレット等印刷物については、間伐材印刷用紙の使用に努める。 各種会議等において飲料を必要とする場合には、間伐材を使った飲料用紙製缶の使用に努める。 |

4 モデル的な取組

木材の新たな分野における利用を拡大するため、モデル的な取組を推進する。具体的な取組は以下のとおりとする。

| 部局 | 事業名 | モデル的な取組 | 備考 |
|-----|----------------|---|-------------------------|
| 林野庁 | 森林整備事業 治山事業 | 間伐材を林道のコンクリートよう壁や谷止工背部で撤去が不要な残置式の型枠として利用する。 | |
| 水産庁 | 水産基盤整備事業 | 間伐材を耐久性のある鋼製やコンクリート製の魚礁と組み合わせて利用する。 | 集魚効果や耐久性についての追跡調査を実施する。 |

5 木材の安定供給のための取組

木材利用拡大に必要となる木材を安定的に供給するため、以下の取組を行う。

| 項目 | 具体的取組 |
|-----------------------|--|
| 需要サイドのニーズに対応した供給体制の整備 | 大口の需要者への円滑な地域材供給を図るため、木材業者の連携等による乾燥材、針葉樹合板、集成材、丸棒製品等の安定供給を促進する。 |
| | 木材製品の規格化の推進等により木材の調達の容易化を図る。 |
| 木材利用に係る技術開発 | 安全・安心な木造住宅等を供給するための耐火・耐震工法や高品質な木材保全処理技術等の開発、並びにビル屋上・周辺等の社会的空間への木質資材を使用するための技術開発等を促進する。 |
| 木造化等に関する情報の提供 | 全国各地の木製施設等に関する情報を収集し、適切な手段を用いて的確に提供する。 |
| 木製構造物に関する歩掛の充実 | 木製構造物の設計価格の積算に必要な標準歩掛等の追加を行い、木製構造物の採用及び施工を促進する。 |
| 木材利用拡大に関する具体的な説明の実施 | 関係部局の土木工事の担当者等を対象とした、木材を利用する設計、施工に係る実践的、実務的な講習会の開催等を行う。 |
| | 森林管理局及び森林管理署が、地方農政局等の農林水産省の地方出先機関や関係機関に対し、木材の調達方法等木材利用拡大に関する具体的な説明を行う。 |
| 木材利用拡大のための問い合わせ窓口の設置 | 森林管理局及び森林管理署が、必要に応じて地方段階の都道府県の担当者会議等の場において、都道府県の林務担当部局と連携・協力し、木材の調達方法等木材利用拡大に関する具体的な説明を行う。 |
| | 農林水産省関係補助事業対象施設の木造化、内装の木質化等を一層推進するために、木材利用推進中央協議会に問い合わせ窓口を設置する。 |

6 実施に当たって留意すべき事項

(1) 公共工事等のコスト縮減

木材利用の推進の観点はもとより、公共工事等のコスト縮減に取り組む必要性にも十分留意する。

(2) 環境への配慮

「国による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）においては、環境への配慮の観点から、国及び独立行政法人は、間伐材等の木材を使用した物品の調達、公共工事における小径丸太材（間伐材）やバーク堆肥（木質土壤改良資材）の利用、現地での伐採材を活用した法面緑化工法の選択等に努めなければならないとされており、これらが更に促進されるよう配慮する。

また、併せて本行動計画に基づく木材の利用が「持続可能な森林経営」の推進に資するよう配慮する。

7 成果の検証、報告及び公表

本行動計画に基づく取組の成果について、各年度ごとに速やかに検証を行う。また、「農林水産省木材利用推進連絡会議及び同幹事会」において、取組の成果について検討し、「農林水産省循環型社会構築・地球温暖化対策推進本部」に報告するとともに、公表する。

8 取組の普及促進

本行動計画について、「木材利用推進関係省庁連絡会議」の場等を通じて、関係省庁に対して説明し、また、都道府県及び市町村の農林水産担当部局、農林水産関係団体等にも積極的に働きかけるなど、関係省庁、地方公共団体・関係団体等との連携強化を図り、木材利用の拡大に努める。